2005-12-15-23 1904.1.1 0:15 AM ページ1 (1,1)

町職員の給与状況などを公表します

町職員と特別職の給与・報酬などの状況と職員数についてお知らせします。これは、住民の皆さんに職員給与の実態を正しく知っていただくために、毎年公表するものです。

職員給与の公表

職員の給与は、毎月支給される給料と扶養手当、住居手当、通勤手当などの諸手当と民間のボーナスに相当する期末・勤勉手当などです。

これらの給与は、国家公務員の給与決定方法などに準じ、生計費、物価、民間企業に働く人の給与および国その他の地方公共団体職員の給与を参考に、地方自治法や地方公務員法に基づいて町職員給与条例・規則で定められています。

町長や議員などの特別職の給料や報酬は、学識経験者などで構成する「特別職報酬等審議会」の意見を聴き、町議会に諮り条例で定めています。

人件費の状況

人件費は、職員に支給される給与のほか、退職金、災害補償費、特別職の給料や報酬などを含んでいます。

平成16年度の普通会計（全国一律の基準に基づく一般会計と特定の特別会計の合計）の決算で見ると、人件費の総額は、約23億円で歳出額の25・53％を占めています。（表１）

また、平成17年度の職員一人当たりの年間平均給与額（予算額）は、６７７万３千円となっています。（表２）

給料の状況

職員の給料月額は、給与条例に基づく給料表によって決まっています。

平成17年４月１日現在の一般行政職の平均給料月額は、42・８歳で34万９千円です。（表３）

給与水準の指標の一つとしてラスパイレス指数（※）があります。これは、国家公務員の給料水準を１００と見なして比較する方法で本町の場合、平成17年４月１日現在では97・７となっています。

平成17年度の初任給の状況、経験年数・学歴別給料月額の状況は表６および表７のとおりです。

諸手当の状況

職員に支給される諸手当は、調整、扶養、住居、通勤、特殊勤務、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務、管理職、管理職員特別勤務、期末、勤勉手当などがあります。

調整手当は、物価、生計費、民間企業の賃金を参考に支給率が決められるもので、給料月額に対し国は12％を上限に地域や官署ごとに定め、県は10％～５％を、阪神各市は10％～７％を支給しています。本町の場合は、町長などの三役と教育長、一般職の職員に６％を支給しています。（表４）

期末・勤勉手当は、国家公務員と同じ年間４・45月分です。（表５）町長などの三役と教育長は、期末手当（教育長は勤勉手当を含む）として年間４・４月分支給しています。

退職手当は、退職した職員に支給される一時金であり、支給額は退職時の給料月額、勤続年数と退職理由により決定されます。（表９）退職理由は、自己都合、公務外傷病、公務外死亡、整理・公務上死傷病、定年・勧奨の５分類です。

扶養、住居、通勤手当の支給状況は表11のとおりです。

危険度、困難度の高い特殊な業務に従事する場合には条例で定める特殊勤務手当を、勤務時間を超えて勤務する場合や休日に勤務する場合、深夜に正規の勤務時間を割り振られた場合には法令および条例で定める割増賃金を時間外勤務、休日勤務、夜間勤務手当として支給しています。

特別職の報酬など

町長など三役および教育長の給与、町議会議員の報酬などは表10のとおりです。

◆　◇　◆

※なお、平成17年度は、歳出抑制措置として、一般職は給料月額の２％、特別職は給料月額の５％を減額しています。（表３・６・７・10は、これを反映した数値を記載しています。）

問合せ　総務課（７６６・８７０８）

職員の定員状況

組織機構や事務事業の簡素化・合理化を図るため、平成14年度に部制を導入しました。引き続き、更なる定数の削減に向けて新規採用職員（退職者補充）の抑制や事務事業の合理化に努め、定員の適正化へ向けた取り組みを行います。

平成17年４月１日現在の定員は２７６人（表12）で、平成16年度に比べて４人の減となっています。（臨時・嘱託職員は除く）内訳は、福祉関係を含む一般行政部門が１４８人、特別行政部門（教育・消防）が１０７人、公営企業等部門（水道・下水道）が21人となっています。

※ラスパイレス指数とは

統計手法の一つで、国との給料比較の場合は、町の一般行政職員を国の学歴別、経験年数別の職員数に置き換え、平均給料を比較するもので、国を100とした場合の指数。

表1　人件費の状況（平成16年度普通会計決算）

住民基本台帳人口	歳出（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率（B／A）	参考
平成17年３月31日現在 30,222人	千円 9,072,915	千円 343,715	千円 2,316,604	% 25.53	平成15年度の人件費率 25.37%

表2　職員給与費の状況（平成17年度一般会計予算）

職員数（A）	給与費				1人当たり給与費（B／A）
	給料	諸手当	期末・勤勉手当	計（B）	
人 262	千円 1,055,991	千円 265,558	千円 452,937	千円 1,774,486	千円 6,773

表3　職員平均給料月額および平均年齢の状況（平成17年4月1日現在）

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
猪名川町	円 349,000	円 414,400	歳 42.8	円 300,000	円 365,000	歳 42.1
国	329,728	―	40.3	285,008	―	48.1

表4　調整手当の状況

区分	支給率
猪名川町	6%
国	0%～12%
県	5%～10%
阪神各市	10%（７%）

（　）は三田市

表5　期末・勤勉手当の状況（平成17年12月1日現在）

区分	期末手当	勤勉手当
	月分	月分
６月期	1.40	0.70
12月期	1.60	0.75
計	3.00	1.45

表6　職員の初任給の状況

区分	猪名川町		国	
	初任給	採用２年後	初任給	採用２年後
	円	円	円	円
高校卒	145,530	156,996	138,800	148,500
短大卒	156,996	167,678	―	―
大学卒	173,852	186,396	170,700	184,400

表7　職員の経験年数別・学歴別給料月額の状況

区分	経験10年	経験15年	経験20年
	円	円	円
高校卒	216,678	282,240	321,930
短大卒	247,450	298,704	358,778
大学卒	273,812	314,678	374,654

図１　表8の級別職員数

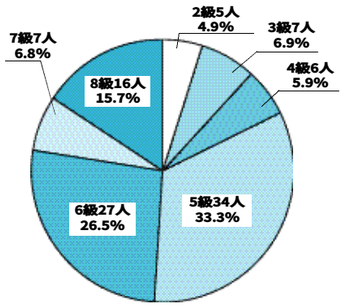

表8　一般行政職の級別職員数の状況（税務職、教育職、他の専門職を除く本庁勤務者）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職名	主事	主事	主事	主査	副主幹 主査	副主幹 筆頭主査	主幹	部長 課長	
職員数（人）	0	5	7	6	34	27	7	16	102
構成比（%）	0.0	4.9	6.9	5.9	33.3	26.5	6.8	15.7	100
５年前	3.4	8.6	19.8	5.2	21.6	22.4	6.9	12.1	100

表9　退職手当の状況

区分	自己都合	定年・勧奨
	月分	月分
勤続20年	21.00	28.0875
勤続25年	33.75	43.335
勤続30年	41.25	52.965
最高限度額	60.00	60.99

表10　特別職の報酬などの状況（平成17年12月1日現在）

区分	給料または報酬月額
	円
町長	817,000
助役	674,500
収入役	617,500
教育長	608,000
議長	404,000
副議長	327,000
常任委員長	313,000
議会運営委員長	313,000
議員	300,000

期末手当等	町長、助役、収入役、教育長	議員
	月分	月分
６月期	2.10	2.10
12月期	2.30	2.35
計	4.40	4.45

議員を除く特別職の職員には、調整・通勤手当を支給しています。

議員を除く特別職の職員は、５％の給料減額を行っています。

表11　その他の手当（平成17年12月1日現在）

区分	内容
扶養手当	●配偶者 13,000円 ●扶養親族のうち２人目まで 各6,000円 ・扶養親族でない配偶者がある場合そのうち１人 6,500円 ・配偶者がない場合そのうち１人 11,000円 ●その他 各5,000円
住居手当	●借家等居住者 ・家賃が23,000円以下 家賃－12,000円 ・家賃が23,000円を超えるとき 11,000円＋（家賃－23,000円）÷２（限度額27,000円） ●持家に居住する世帯主である職員 3,500円
通勤手当	●交通機関利用者（６カ月毎の支給） ・１カ月の運賃が55,000円以下 全額支給 ・１カ月の運賃が55,000円を超えるとき 55,000円×６カ月（限度額330,000円） ●自動車利用者 ・通勤距離に応じて１ 未満800円～50 以上42,000円（有料駐車場契約者については、3,000円を限度に支給） ●自動車以外の交通用具利用者 ・通勤距離に応じて１ 未満400円～20 以上9,700円

表12　部門別職員数の状況と主な増減理由（平成17年４月１日現在）

部門	区分	職員数（人） 平15	平16	平17	対前年増減（人）	主な増減理由（前年度比較）
一般行政部門	議会	5	5	4	△1	業務内容見直しによる減
	総務	46	46	44	△2	業務内容見直し、一部外部委託による減
	税務	11	10	11	1	固定資産税の業務量増加による増
	農水	9	10	9	△1	業務内容見直しによる減
	商工	2	2	2	0	
	土木	29	28	24	△4	業務量の減少による減
	小計	102	101	94	△7	
福祉関係	民生	27	26	27	1	障害者・児童福祉の業務量の増加による増
	衛生	26	26	27	1	ごみ収集業務の増加による増
	小計	53	52	54	2	
一般行政計		155	153	148	△5	
特別行政部門	教育	64	61	63	2	校舎整備事業、青少年関連事業の増加による
	消防	44	44	44	0	
	小計	108	105	107	2	
公営企業等	水道	10	8	7	△1	業務内容見直しによる減
	下水道	6	6	6	0	
	その他	8	8	8	0	
	小計	24	22	21	△1	
総合計		287	280	276	△4	

11月臨時議会の結果

職員の給与に関する条例など3議案を可決

第328回臨時議会が11月29日に開会され、条例改正の３議案を審議し、原案どおり可決されました。

条例改正　職員の給与に関する条例＝本年の人事院勧告により国家公務員の給料改正が行われたため、町職員についても同様の改正をするもの　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例＝町職員の給与改正に準じて特別職の期末手当支給率を改正するもの　猪名川町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例＝町職員の給与改正に準じて議会議員の期末手当支給率を改正するもの

指定管理者の募集

本町では、多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の削減などを図ることを目的として「指定管理者制度」を平成18年度から実施します。

今回は、下表の施設において指定管理者を募集しますので、管理を希望される場合は、猪名川町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例および施行規則　募集要項を参照してください。

なお、条例などは町ホームページ（企画政策課）内の指定管理者制度からご覧になれます。

問い合わせは、指定管理者制度に関すること＝企画政策課（７６６・８７１１）、施設に関すること＝生活環境課（クリーンセンター　７６８・０８１８）へ。

施設名	猪名川霊照苑
場所	猪名川町木津字奥山47番地の３
業務内容	火葬場の管理および運営
指定予定期間	平成18年７月１日～平成21年３月31日
募集期間	平成17年12月15日～平成18年１月10日

年末火災特別警戒を実施

消防本部・消防団は、防火協会と協力して12月15日から同31日まで、年末火災特別警戒を実施します。年末の多忙な時期を迎え、家庭でも火気を使う機会が多くなることから、毎年各地で多くの住宅火災が発生しています。火災を未然に防ぐため、次の防火のポイントに注意して、火災を起こさないようにしましょう。

―防火のポイント―

暖房器具
・使い始めは点検整備を行う
・燃えやすいものを近づけない
・カーテンや家具に近づけない
・給油は完全に火が消えてから行う
・灯油以外のものを給油しない
・外出時・就寝時は必ず火を消す

たき火
・そばを離れない
・消火器具を用意しておく
・風が強いときは行わない
・空気が乾燥しているときは行わない
・完全に消えたことを確認する

放火
・家のまわりに燃えやすいものを置かない
・ごみは収集日の朝に出す
・外出する時は必ず戸締りをする
・門灯や外灯をつけ、暗がりをつくらない

コンロ
・そばを離れるときは、必ず火を消す
・周りに物を置かない
・なるべく壁から離して設置する
・加熱に注意する　※天ぷら油は、約360度に達すると火種がなくても発火します

たばこ
・寝たばこは絶対にしない
・火をつけたまま灰皿に置かない
・吸殻は灰皿にためない
・吸殻は水をかけてから捨てる

問い合わせは、消防本部（　766－0119）へ。

水泳ビデオ教室　猪名川町 B＆G海洋センター

～スイミングビデオクリニック～

自分の泳ぎをビデオで撮影し、アドバイスを受けてみませんか。

映像で泳ぎを客観的に見ることで、課題がよりわかりやすくなります。もちろん専任コーチがその場で丁寧に解説・アドバイスします。

とき12月20日（火）、同21日（水）いずれも時間は午前11時～正午、午後１時～同２時
定員各先着５人（１人１回限り）
対象25m以上泳げる人
料金無料（利用料は別途必要）
ビデオダビングを希望される場合は当日ビデオテープを持参
申込12月16日午前10時から猪名川町Ｂ＆Ｇ海洋センター窓口

問い合わせは、同センター（　767－4100）へ。

はい！ポーズ

★★★★★「はい！ポーズ」モデル募集★★★★★

大山　順生くん（おおやま じゅんせい）
1歳6カ月（つつじが丘）

車が大好き。バスを見かけると、指差して喜びます。名前のとおり順調に生きていってね。

父　博之・母　典子さん

伊覇　瑠美奈ちゃん（いは るみな）
1歳7カ月（松尾台）

その笑顔がパパママの活力の源！好奇心旺盛な瑠美奈、スクスク元気に育ってね。

父　朝也・母　久美子さん

▼**対象**平成16年６月１日から同17年５月31日までに生まれた赤ちゃん▼**募集人数**12人（多数抽選）当選者には１月中に通知します）申込みは、ハガキに赤ちゃんの名前（ふりがな）・性別・生年月日・住所・両親の氏名・電話番号（昼間に連絡のとれる番号、携帯電話も可）を記入し、12月26日までに広報コミュニティ課（〒666・0292住所記入不要、７６６・８７０７）へ。